



障害者差別解消法

知っていますか？

私にできること

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう

障害者差別解消法とは？

障害者差別解消法の正式名称は

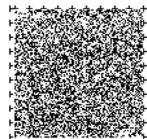
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

行政機関や事業者は、障害を理由とする

不当な差別的取扱いの禁止とともに、負担が重すぎない範囲で、

障害のある人からの意思表示に応じて社会的障壁を取りのぞくために

合理的配慮の提供が求められます。



きょうせいしゃかい 「共生社会」の実現のために

街で困っている人がいたとき、少し立ち止まって声をかける。
障害のあるなしにかかわらず、社会全体で大切にしていきたいことです。
障害者差別解消法では「**不当な差別的取扱いの禁止**」とともに
「**合理的配慮の提供**」を通じて、
障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。



ふとう さべつてきとりあつか きんし 1. 不当な差別的取扱いの禁止

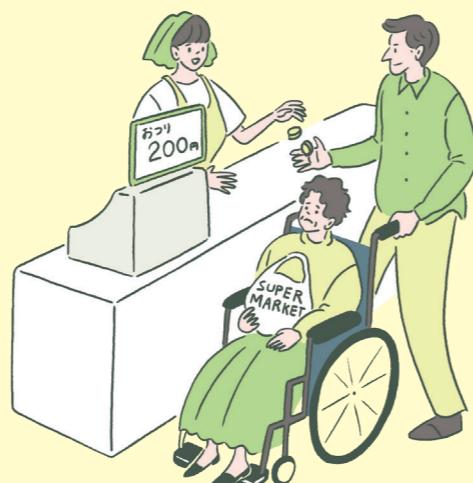
行政機関や事業者が、障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限したり、障害のない人にはつけないような条件をつけることなどを禁止しています。

※正当な理由がある場合は差別には当たりませんが、その場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければなりません。

※障害のある人とない人が平等になるように、障害のある人を優遇するための対応は差別になります。



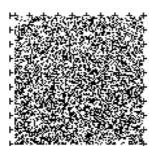
スポーツクラブや
カルチャーセンターへの
入会を断る



障害のある本人を
無視して、介助者だけに
話しかける



保護者や介助者が
同行しなければ、
入店させない



対象となる「障害者」は?

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害や高次脳機能障害を含む)、そのほか心や身体の働きに障害がある人で、社会的障壁によって日常生活が困難である人すべてが対象です。障害者手帳の有無は関係ありません。

※日常生活で一般の人が障害のある人と個人的に接する場合や、個人の思想や言論については法の対象ではありません。

対象となる「事業者」は?

会社やお店はもちろんのこと、継続して同じサービスなどの事業を行う人たちを指します。営利・非営利、個人・法人の違いによらず、ボランティア活動をする団体なども対象になります。

ごうりてきはいりよていきょう 2. 合理的配慮の提供

障害のある人は、ハンディキャップによって社会生活を送ることが困難な場合があります。行政機関や事業者は、障害のある人から困難を取りのぞくための配慮が必要と意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応しなければなりません。

※負担が重く対応できない場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければなりません。

※障害のある人、または介助者による意思の表明がなくても、明らかに配慮を必要としている場合は適切と思われる配慮を提案するなど、自主的な取り組みが望されます。



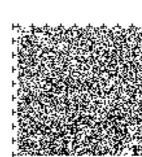
聴覚障害のある人に、
筆談での受付対応を求められ、
要点が分かりやすいよう
短い文章で伝える



視覚障害のある人が、
レストランでメニューの
読み上げを希望したので対応する



知的障害のある人から
申し出があり、
比喩や二重否定など
抽象的な表現は避け、
ゆっくり説明する



しょうがい りゅう さべつ かん そくだんまどぐち 障害を理由とする差別に関する相談窓口

不当な差別を受けたり、障害に合わせた対応をしてもらえず困ったことはありませんか？
必要に応じて相手方への状況確認や、事業者への法の趣旨説明、対話の補助を行います。

相談員の対応例

CASE
1

聴覚障害者がホームセンターで
FAXでの連絡対応を求めたが、断られた。

当該店舗に出向き、聴覚障害者への配慮を要請しました。
今後、当該ホームセンター全店舗において、FAXでの連絡
を希望する方にはFAXでの対応をすることになりました。



CASE
2

店員に「ハンドル型電動車イスは車両である」と
認識されており、車イス利用者が入店を拒否された。

相談者と店舗責任者との話し合いの場を設け、「ハンドル型
電動車イスは歩行者である」ことが理解されました。その後、
店舗側が応対ガイドラインを作成し、改善策が相談者にも示され、社内研修が実施されました。



CASE
3

スーパー銭湯を利用した際、
店員からストーマ(人工肛門・膀胱)利用者は
浴室から出るよう言われ、退出させられた。

当該施設を訪問し、オストメイト(人工肛門・膀胱装着者)
へ配慮するよう協力を依頼しました。銭湯側は今後はストーマ
利用者の受け入れを決定し、対応マニュアルを作成して全従業員への周知を図りました。



ご相談はこちらへ

電話: 078-322-0310 FAX: 078-322-6044

メール: syogai_sabetsu@office.city.kobe.lg.jp 受付時間: 平日8:45~12:00/13:00~17:30

※窓口でのご相談は、事前予約制です

※雇用の分野における差別については「障害者雇用促進法」で定められています。

詳しくはお住まいの区域を所管しているハローワークにお問い合わせください。

